

伊奈町放課後児童クラブ指定管理者募集に係る質問事項回答書

No.	該当資料	該当箇所	内 容	回 答
1	仕様書 P2	6 管理業務の 内容	土曜日及び長期休業中の昼食の提供に際し、現在依頼をしている事業者をご教示ください。	今現在、町では土曜日及び長期休暇中の昼食の提供はおこなっておりません。申請者様からのご提案をお願いいたします。
2	仕様書 P2	6 管理業務の 内容	課題活動(児童クラブ室の外に出かける事業)について、実績があればご教示ください。	課題活動(児童クラブ室の外に出かける事業)については、実施しておりません。但し、安全確保ができることを条件に近くの公園で数時間の外遊びをした実績はございます。
3	仕様書 P3	6 管理業務の 内容 (2)施設、設備及び備品の維持管理等に関する業務	「②設備等に関する保守管理(施設の清掃、機械警備の保守管理、害虫駆除、植栽管理、設備の保守管理、消防設備点検)※施設に該当がある場合に限る。」とありますが、各施設に該当する保守管理をご教示ください。	・小針北児童クラブ(保育所棟) 施設の清掃、機械警備、設備の保守管理、害虫駆除、植栽管理) ・小針北児童クラブ(児童クラブ棟) 施設の清掃、機械警備、害虫駆除、設備の保守管理、消防設備点検 ・小針児童クラブ(児童クラブ棟)、施設の清掃、機械警備、害虫駆除、植栽管理、設備消防設備点検) ・小針児童クラブ(西校舎) 施設の清掃、機械警備、害虫駆除、植栽管理、設備の保守管理 ・小室児童クラブ(北校舎) 施設の清掃、機械警備、害虫駆除、設備の保守管理 ・南児童クラブ(校舎) 施設の清掃、機械警備、害虫駆除、設備の保守点検
4	仕様書 P4	(4)入所決定の 基準③について	保育料の金額をお教示ください、また延長保育料、一日保育料(夏季保育など)の加算などございますか ご教示ください。	保育料は、月額8,000円で、兄弟姉妹がいる場合は、第2子以降半額の4,000円です。また、延長保育(18:30～19:00)は、追加の保育料をいただいております。夏季休暇の特別負担金は、夏休み期間に1日でも登録がある場合、3,000円で兄弟姉妹がいる場合は、第2子以降半額の1,500円をいただいております。要保護(生活保護)、準要保護(就学援助決定者)は、100%減免です。
5	仕様書 P4	7 業務に係る基本的事項 ⑥各施設の名称、所在地及び定員等について	直近年度の平日、土曜日、長期休暇の平均利用人数、延長保育の平均利用人数、配慮を要する児童数をご教示ください。	●平均利用人数(令和6年4月1日から令和6年8月31日まで) ・平日・・・445人 ・平日、春休み・・・431人 ・平日、夏休み・・・367人 ・土曜日・・・43人 ・土曜日、長期休暇中・・・35人 ●延長保育平均人数(令和6年5月1日から令和6年5月31日まで) ・24人 ●配慮を要する児童数(令和6年4月1日現在) ・21人

6	仕様書 P4	(4) 入所決定の基準⑥について	現在の平日・土曜日・長期休暇時のクラブごとの登録児童数並びに利用児童数についてご教示ください。	●令和6年9月2日(平日)現在 ・小針北第一児童クラブ(登録児童数:29人、利用児童数:24人) ・小針北第二児童クラブ(登録児童数:36人、利用児童数:30人) ・小針北第三児童クラブ(登録児童数:34人、利用児童数:26人) ・小針北第四児童クラブ(登録児童数:38人、利用児童数:26人) ・小針北第五児童クラブ(登録児童数:25人、利用児童数:19人) ・小針北第六児童クラブ(登録児童数:33人、利用児童数:29人) ・小針北第七児童クラブ(登録児童数:26人、利用児童数:23人) ・小針第一児童クラブ(登録児童数:57人、利用児童数:43人) ・小針第二児童クラブ(登録児童数:38人、利用児童数:33人) ・小針第三児童クラブ(登録児童数:37人、利用児童数:26人) ・小室第一児童クラブ(登録児童数:32人、利用児童数:26人) ・小室第二児童クラブ(登録児童数:34人、利用児童数:27人) ・小室第三児童クラブ(登録児童数:36人、利用児童数:26人) ・小室第四児童クラブ(登録児童数:30人、利用児童数:18人) ・南第一児童クラブ(登録児童数:32人、利用児童数:22人) ・南第二児童クラブ(登録児童数:29人、利用児童数:24人) ・南第三児童クラブ(登録児童数:30人、利用児童数:22人) ●令和6年8月31日(土曜日)現在 ・小針北第一児童クラブ(登録児童数:30人、利用児童数:2人) ・小針北第二児童クラブ(登録児童数:36人、利用児童数:3人) ・小針北第三児童クラブ(登録児童数:34人、利用児童数:5人) ・小針北第四児童クラブ(登録児童数:38人、利用児童数:1人) ・小針北第五児童クラブ(登録児童数:25人、利用児童数:1人) ・小針北第六児童クラブ(登録児童数:33人、利用児童数:7人) ・小針北第七児童クラブ(登録児童数:26人、利用児童数:1人) ・小針第一児童クラブ(登録児童数:56人、利用児童数:3人) ・小針第二児童クラブ(登録児童数:36人、利用児童数:2人) ・小針第三児童クラブ(登録児童数:38人、利用児童数:2人) ・小室第一児童クラブ(登録児童数:32人、利用児童数:3人) ・小室第二児童クラブ(登録児童数:32人、利用児童数:8人) ・小室第三児童クラブ(登録児童数:36人、利用児童数:3人) ・小室第四児童クラブ(登録児童数:30人、利用児童数:1人) ・南第一児童クラブ(登録児童数:32人、利用児童数:0人) ・南第二児童クラブ(登録児童数:34人、利用児童数:0人) ・南第三児童クラブ(登録児童数:32人、利用児童数:0人) ●令和6年8月2日(長期休暇時) ・小針北第一児童クラブ(登録児童数:33人、利用児童数:26人) ・小針北第二児童クラブ(登録児童数:39人、利用児童数:17人) ・小針北第三児童クラブ(登録児童数:37人、利用児童数:18人) ・小針北第四児童クラブ(登録児童数:45人、利用児童数:28人) ・小針北第五児童クラブ(登録児童数:26人、利用児童数:16人) ・小針北第六児童クラブ(登録児童数:37人、利用児童数:24人) ・小針北第七児童クラブ(登録児童数:31人、利用児童数:22人) ・小針第一児童クラブ(登録児童数:61人、利用児童数:41人) ・小針第二児童クラブ(登録児童数:42人、利用児童数:28人) ・小針第三児童クラブ(登録児童数:45人、利用児童数:26人) ・小室第一児童クラブ(登録児童数:40人、利用児童数:30人) ・小室第二児童クラブ(登録児童数:37人、利用児童数:27人) ・小室第三児童クラブ(登録児童数:38人、利用児童数:25人) ・小室第四児童クラブ(登録児童数:34人、利用児童数:18人) ・南第一児童クラブ(登録児童数:40人、利用児童数:27人) ・南第二児童クラブ(登録児童数:40人、利用児童数:28人) ・南第三児童クラブ(登録児童数:41人、利用児童数:30人)
7	仕様書 P5	(5) 支援員及び補助員の配置等	統括責任者は17クラブに勤務する常勤職員の中から選定して良いか、それともクラブに勤務する職員とは別に選定する必要があるかご教示ください。	統括責任者は、常勤支援員から選定するのではなく、指定管理者が児童クラブ経験者、小学校教員、保育士等の実務経験者で、管理能力がある人材を選出していただくことを想定しております。
8	仕様書 P5	7 業務に係る基本的事項	現在の常勤支援員、非常勤支援員、補助員さんの人数をご教示ください。	時点によって差がございますが、令和6年9月1日現在の雇用状況をお示しいたします。 ・常勤支援員 17名 ・非常勤支援員 49名 ・補助員 13名 (合計) 79名

9	仕様書 P5	7 業務に係る基本的事項 (5) 支援員及び補助員の配置等	標準勤務時間について、利用児童数に応じて勤務時間を調整することは可能でしょうか。	勤務標準時間の短縮は、雇用の安定性の観点から原則実施しないでください。
10	仕様書 P5	7 業務に係る基本的事項 (5) 支援員及び補助員の配置等	延長保育時は利用児童を集約して実施することは可能でしょうか。	18時30分以降、各クラブ室の児童数が減少するため、各常勤支援員の判断により、集約して保育を実施しております。集約して保育する場合は、あらかじめ町と協議してください。
11	仕様書 P5	7 業務に係る基本的事項 (5) 支援員及び補助員の配置等	「障がい児（配慮を要する児童も含む）を受入れた場合は、加配を検討すること。」とありますが、指定管理料に加配配置は含まれておりますでしょうか。	指定管理料に含まれております。
12	仕様書 P5	5ページ (5) 支援員及び補助員の配置等について	・各クラブの職員配置については、常勤支援員1名、非常勤支援員3名、最低配置人数は4名という解釈でよいでしょうか。 ・また、土曜日・長期休暇中に関しても、時間帯ごとに非常勤職員を3名以上配置するという解釈でよいでしょうか。 ・障がい児（配慮を要する児童）を受け入れた際の加配職員の人件費については、指定管理料に含まれているか教えてください。	・各クラブとも、常勤支援員1名、非常勤支援員（支援員・補助員）3名以上、合計4名以上の配置（雇用）といたします。実際に勤務する人員は、児童数にもよりますが埼玉県放課後児童クラブガイドラインに基づき、20人未満は2名以上、20人以上は3名以上としてください。ただし、児童数や児童の様子等を総合的に判断し、増員が必要な場合は、必要人員を増員してください。 ・土曜日、長期休暇中におきましても、配置基準は変わりませんが、特に利用児童数が少ない場合は、埼玉県放課後児童クラブガイドラインに基づき20人未満の場合は2名以上といたします。 ・障がい児（配慮を要する児童）を受入れた際の加配職員の人件費は、指定管理料に含まれております。
13	仕様書 P5	7 業務に係る基本的事項 (5) 支援員及び補助員の配置等	「伊奈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」には「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。」と記載されておりますが、 ② 各クラブに1名常勤支援員（支援員）を配置すること。 ③ 非常勤支援員（支援員・補助員）を各クラブ3名以上配置すること。 と記載されております。 各クラブの利用児童数に関わらず毎日4名以上の配置の解釈でよろしいでしょうか。 また、土曜日・長期休暇の配置人数も同じ解釈でよろしいでしょうか。	NO.12と回答同じ
14	仕様書 P6	(10) 支援員及び補助員の報酬について	報酬について、町と同等の条件とは金額はどれぐらいでしょうか。また、条件（月給及び時給）が上回る場合は問題ありませんでしょうか。教えてください。	●報酬・賞与について 町の単価はこのところ毎年上昇しており、この傾向は、今後も続くものと想定いたしております。今回の指定管理料上限額の設定にあたりましては、過去3年間の上昇率を参考とし、令和6年度の額を基準とし、毎年4%程度の上昇を見込んでおります。 〈参考〉令和6年度予算額 1. 基本報酬 128,329千円 ・基本報酬 123,032千円 ・時間外手当 5,297千円 2. 職員手当 32,304千円 ・期末手当 18,070千円 ・勤勉手当 14,234千円 なお、条件（月給及び時給）が上回る場合は問題ございません。
15	仕様書 P6	7 業務に係る基本的事項 (10) 支援員及び補助員の報酬	「指定管理者は、支援員及び補助員の報酬について、町と同等とすること。」とありますが、新規で雇用される職員への報酬も町と同等という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

16	仕様書 P6	(10)～(12)について	・支援員、補助員等の報酬・賞与・休暇等については、町と同等とするとの記載がありますが、町の基準についてご教示ください。	●報酬・賞与について 町の単価はこのところ毎年上昇しており、この傾向は、今後も続くものと推定されます。今回の指定管理料上限額の設定にあたりましては、過去3年間の上昇率を参考とし、令和6年度の額を基準とし、毎年4%程度の上昇を見込んでおります。 〈参考〉令和6年度予算額 - 基本報酬 128,329千円 - 基本報酬 123,032千円 - 時間外手当 5,297千円 - 職員手当 32,304千円 - 期末手当 18,070千円 - 勤勉手当 14,234千円 ●休暇 ・年次有給休暇(別紙1のとおり) ・有給の特別休暇(別紙2のとおり) ・無給の特別休暇(別紙2のとおり)
17	仕様書 P6	7 業務に係る基本的事項 (1) 支援員及び補助員の賞与(期末手当・勤勉手当)	「指定管理者は、支援員及び補助員の賞与(期末手当・勤勉手当)について、町と同等とすること。」とありますが、同等とは金額または支給率どちらを指していますでしょうか。	金額と支給率いずれも同等としてください。
18	仕様書 P6	(15) 支援員及び補助員の定期昇給や処遇	・継続雇用にあたっては、給与水準が下回らないようにすること、と記載がありますが、現在雇用している職員の給与形態(給与設定額・賞与・勤務時間、日数等)及びクラブごとの在籍人数(役職別・常勤・非常勤別)をご教示ください。	支援員及び補助員の給与形態は次のとおりです。 ●給与設定額 時給制 ※経年数により異なります。 ・常勤支援員時給(1,486円、1,473円、1,462円) ・非常勤支援員時給(1,345円、1,327円、1,308円、1,289円、1,264円) ・補助員(1,131円、1,113円) ●賞与(期末手当・勤勉手当)※令和6年6月支払実績 ・期末手当支給率(1.225月) ・勤勉手当支給率(1.025月) ・期末手当対象者 合計35名、7,039,675円 ・勤勉手当対象者 合計35名、5,890,338円 ●勤務時間、日数(令和6年6月勤務実績) ・常勤支援員 17名、月間勤務時間:2562時間15分、月間勤務日数:372日 ・非常勤支援員 50名、月間勤務時間:3335時間45分、月間勤務日数:739日 ・補助員 13名、月間勤務時間:964時間00分、月間勤務日数:212日 ●児童クラブごとの在籍人数(令和6年9月1日現在) ・小針北第一児童クラブ(常勤1名、非常勤3名、補助員1名)合計5名 ・小針北第二児童クラブ(常勤1名、非常勤3名、補助員1名)合計5名 ・小針北第三児童クラブ(常勤1名、非常勤3名、補助員1名)合計5名 ・小針北第四児童クラブ(常勤1名、非常勤3名、補助員0名)合計4名 ・小針北第五児童クラブ(常勤1名、非常勤3名、補助員2名)合計6名 ・小針北第六児童クラブ(常勤1名、非常勤4名、補助員0名)合計5名 ・小針北第七児童クラブ(常勤1名、非常勤3名、補助員1名)合計5名 ・小針第一児童クラブ(常勤1名、非常勤4名、補助員0名)合計5名 ・小針第二児童クラブ(常勤1名、非常勤2名、補助員2名)合計5名 ・小針第三児童クラブ(常勤1名、非常勤3名、補助員2名)合計6名 ・小室第一児童クラブ(常勤1名、非常勤1名、補助員2名)合計4名 ・小室第二児童クラブ(常勤1名、非常勤3名、補助員0名)合計4名 ・小室第三児童クラブ(常勤1名、非常勤2名、補助員0名)合計3名 ・小室第四児童クラブ(常勤1名、非常勤3名、補助員0名)合計4名 ・南第一児童クラブ(常勤1名、非常勤4名、補助員0名)合計5名 ・南第二児童クラブ(常勤1名、非常勤2名、補助員0名)合計3名 ・南第三児童クラブ(常勤1名、非常勤3名、補助員1名)合計5名
19	仕様書 P7	8 経理に関する事項	修繕内容について、昨年度実施した内容と今年度計画している内容をご教示ください。	●令和5年度の修繕内容は次のとおりです。 公用車法定12ヵ月点検、トイレ修繕、コンセント交換修繕、消火器交換修繕、児童用テーブル修繕、エアコン水漏れ修繕、エアコン修繕、扇風機修繕、照明修繕、台所水栓修繕、クッションフロア修繕、引き戸修繕 ●令和6年度の修繕内容につきましては、壊れたり、不具合が生じた場合に、対処的に実施いたしますが次のようなものが見込まれます。 ドア・サッシ修繕、トイレ修繕、照明器具修繕、空気清浄機修繕、掃除機修繕、扇風機等修繕、蛍光灯交換修繕 ※本年度実施済み・・・クッションフロア貼付修繕
20	仕様書 P7	8 経理に関する事項 (1) 経費の支払について	・専用口座管理ではなく、帳票管理で別の事業と区別し管理を行っている場合、そのような管理でよいかご教示ください。	・原則として、専用口座の開設、ご準備をお願いします。

21	仕様書 P9	12 報告 (3) 行事予定表	可能であれば、直近1年度分の行事予定表を開示していただけますでしょうか。	イベントは各クラブで差異がございますが、イベントが多い児童クラブの年間予定をお示しいたします。 ・4月 新一年生歓迎会、お花見 ・5月 母の日制作、こいのぼり制作 ・6月 父の日制作 ・7月 夏休み制作、夏のお楽しみ会、七夕イベント ・10月 ハロウィンパーティー ・12月 クリスマス会、冬休み制作 ・1月 正月あそび ・2月 節分イベント ・3月 思い出制作
22	仕様書 P9	12 報告 (3) 行事予定表	現在実施している主な行事についてご教示ください。	NO.21と回答同じ
23	仕様書	別紙1 施設概要	職員の勤務にあたり、学校敷地内の駐車場を利用することは可能でしょうか。	今現在、使用している児童クラブ支援員及び補助員駐車場は継続して利用できます。ただし、今現在確保できている駐車台数分を越えて使用する場合は、指定管理者で用意していただくことになります。また、今後、状況によっては、駐車台数の減少や利用を中止していただく場合もございます。その際は、事前にご相談させていただきます。
24	募集要項 P2	7 経 費 (1) 指定管理料	「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」「放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000 円相当賃金改善)」の処遇改善については、指定管理料に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	町では、国・県より「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)」の補助を受けております。これら2事業は、指定管理料に含まれております。
25	募集要項 P4	12 申請の方法 (1)提出書類	③法人の登記事項証明書は履歴事項全部証明書でも差し支えないでしょうか。	履歴事項全部証明書で差し支えありません。
26	募集要項 P4	12 申請の方法 (1)提出書類	本事業は営業許可や認可はない事業である理解ですが、⑥営業許可・認可等の証明書はどのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	指定管理に関する業務で、官公庁等から許可、認可等を受けているものがありましたら、証明書を添付して下さい。
27	募集要項 P4	4ページ12申請 方法(1)提出書類⑥について	営業許可、許可等の証明書とは申請にあたりどのような物になりますでしょうか ご教授ください	NO.26と回答同じ
28	募集要項 P5	(7)質疑及びプレゼンテーションの実施について	・プレゼンテーションについて、提案書の内容を要約した資料をプロジェクターに投影して説明することは可能でしょうか。	提案書を要約した資料を含め、提案書以外の資料を使用することは認められません。 なお、プレゼンテーションの際は、プロジェクター及びスクリーンは町側で用意いたしますので、HDMIが接続可能なPC等をご用意ください。
29	募集要項 P12	別紙1-1 指定管理(公共施設)としての実績について	・運営実績が5施設以上ある場合、別紙の提出でよいご教示ください。	運営実績については、5施設以内でご提出ください。
30	募集要項 P12	別紙1-1伊奈町放課後児童クラブ事業計画書(1)指定管理者としての実績について	放課後児童クラブ実績について必ず記入とありますが、添付資料にある5か所の記載以外は別紙にて添付してよろしいでしょうか 若しくは、5か所のみでよろしいでしょうか ご教授ください。	NO.29と回答同じ

31	募集要項 P12	別紙1ー1	記載する実績は指定管理者としての実績のみ記載可という認識でよろしいでしょうか。(業務委託での実績は記載不可)	お見込みのとおりの指定管理業務の実績のみ5施設以内で記載してください。
32	募集要項 P14	別紙1ー2 1 4. 支援員及び補助員の給与水準(定期昇給も含む)及び休暇制度の維持、安定雇用、継続雇用(年齢のみを理由に再継続を拒否しないことも含む)に対する考え方について	休暇制度の維持とありますが、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇に該当する制度があるという認識でよろしいでしょうか。	会計年度職員の休暇は、年次有給休暇の他に有給の特別休暇(官公署出頭、公民権行使、災害休暇、出勤困難、忌引き、結婚、夏季休暇、不妊治療、産前、産後、配偶者出産休暇、育児参加休暇)、無給の特別休暇(保育時間、子の看護、短期介護、生理日就業困難、公務上の傷病、私傷病、骨髄等ドナー、妊産婦保健指導又は健康診査、妊娠中の通勤緩和)がございます。 ※詳細は、別紙1、別紙2をご参照ください。
33	募集要項 P16	別紙1-3伊奈町放課後児童クラブ事業計画書(3)2について	人件費にある雇用主負担分とは具体的な費用項目をご教授ください。	雇用主で負担している社会保険料等(健康保険、厚生年金、労災保険等)の金額を記載してください。
34	募集要項 P16	別紙1ー3 1歳入(収入)	特別管理費に記載する具体的な内訳についてご教示ください。	特別管理費は、夏季休暇中に一日でも、登録があった場合、発生する特別負担金(3,000円、兄弟姉妹がいる場合で第2子目以降は半額の1,500円)のことを指します。
35	募集要項 P19	別紙1-4 人員配置計画について	・同一の人員配置を行う児童クラブにおいては、複数をまとめて作成することも可、と記載がありますが、複数をまとめて記載する場合は、児童クラブ名の記入欄に複数のクラブ名を記載すればよいかご教示ください。	お見込みのとおりの複数の施設をまとめて記入する場合には、児童クラブ名の記入欄に、該当する児童クラブ名を記載してください。
36	募集要項	資料2 児童クラブ運営に係る決算額及び当初予算額について	・予算書に記載のある、インターネット接続料、清掃、システム保守、専用回線、児童クラブシステム使用料の項目について詳細内容及び複数の項目が含まれている場合は個別に金額をご教示ください。	令和6年度予算額の項目ごとの詳細は次のとおりです。 ・インターネット接続料 入退室管理システム通信モジュール通信費 448,800円 無線LAN定額通信料 283,800円 (17児童クラブの清掃委託料) 2,639,000円 ・清掃委託料 無線LAN使用料 356,400円 ・専用回線使用料 児童クラブシステム運用保守 784,146円 ・システム保守委託料 入退所管理システムハードウェア保守 448,800円 無線LAN運用保守 2,487,804円 ・児童クラブシステム使用料 児童クラブシステム使用料 2,552,880円 入退所管理システム使用料 607,200円

37	募集要項	資料2	期末手当と勤勉手当の算出方法をご教示ください。	期末手当・勤勉手当は次のとおり計算されます。 ・基準日 6月支給(6月1日)、12月支給(12月1日) ・支給日 6月支給(6月30日)、12月支給(12月10日) ・計算期間 6月支給(12/2～6/1)、12月支給(6/2～12/1) ・期末手当支給率 6月支給(1.225月)、12月支給(1.225月) ・勤勉手当支給率 6月支給(1.025月)、12月支給(1.025月) ※令和6年12月支給分については、支給率の変更の可能性があります。 ※期末手当、勤勉手当の支給率は年度により異なります。 ●支給対象者 ・原則として、任期が6月以上かつ週の勤務時間が15時間30分以上の方 ・基準日に無給の休職中(病気休職・育児休業等)、停職処分中、基準日より1か月以上前に退職した方は支給の対象になりません。 ●算定・支給方法 期末手当基礎額(基準日前6月の報酬の平均)×支給率×期間率＝総支給額 勤勉手当基礎額(基準日前6月の報酬の平均)×支給率×期間率＝総支給額 ※端数処理は最後に四捨五入するのみ。 ※基準日前6月の報酬平均 6月支給(1月～6月支給の報酬額)÷支払いのある月数 12月支給(7月～12月支給の報酬額)÷支払いのある月数 ※期間率の算定は在職期間(計算期間)を通算し、その期間に応じて次のとおりになります。 ・6か月以上 100/100 ・5か月以上6か月未満 80/100 ・3か月以上5か月未満 60/100 ・3か月未満 30/100
38	募集要項	資料2	委託料に記載のある業務内容ごとに、委託事業者と内容(年間回数・内容)についてご教示ください。	令和5年度決算額ベースでは次のとおりになります。 ●警備業務・・・児童クラブ室の機械警備(小針北児童クラブ棟の機械警備)、セコム株式会社、年間回数:不定回数(異常発生時) ●消防設備点検・・・児童クラブ室の消防設備点検(小針北児童クラブ棟、小針児童クラブ棟)、協防炎株式会社、年間回数:2回 ●清掃・・・児童クラブ室の集中清掃、有限会社ライフ・サポート、年間回数:1回(分解洗浄は2年に1回)、清掃内容は次のとおり ・小針北児童クラブ(保育所棟) - 床ワックス清掃、照明清掃、ガラス清掃、高所ガラス清掃、トイレ清掃、高所梁除塵、エアコン分解洗浄(天井カセット型エアコン) ・小針北児童クラブ(児童クラブ棟) - 床ワックス清掃(フローリング、塩ビシート)、照明清掃、ガラス清掃、網戸清掃、大便器洗浄、階段・廊下清掃、エアコン分解洗浄(天井カセット型エアコン、ルームエアコン) ・小針児童クラブ - 床ワックス清掃、昼クリーニング(令和6年度にオールクッションフロア化に修繕済み)、照明清掃、ダクト清掃、トイレ清掃、エアコンフィルター清掃(ルームエアコン、天吊り) ・小室児童クラブ - 床ワックス清掃(クッションフロア、塩ビシート)、カーベットクリーニング、照明清掃、ダクト清掃、エアコンフィルター清掃(天吊り、ルームエアコン) ・南児童クラブ - 床ワックス、照明清掃、ダクト清掃、エアコン分解洗浄(天吊り、ルームエアコン) ※エアコンの分解洗浄は、2年に1回実施しております。分解洗浄の翌年は、エアコンのフィルター清掃を実施しております。 ●除草作業・・・児童クラブ施設及び周辺の除草(小針北児童クラブ、小針児童クラブ)、公益社団法人伊奈町シルバー人材センター、年1回 ●システム保守 ・児童クラブシステム運用保守、株式会社内田洋行、年間回数:不定回数(問題発生時) ・入退所管理システムハードウェア保守、ラインズ株式会社、年間回数:不定回数(問題発生時) ・無線LAN運用保守、株式会社エーティーエルシステムズ、年間回数:不定回数(問題発生時) ●館内消毒・・・児童クラブ室の防虫消毒(全児童クラブ)、有限会社ライフ・サポート、年1回 ●細菌検査・・・支援員及び補助員の保菌検査(全児童クラブ)、株式会社ビー・エム・エル、年間回数:2回 ●シルバー人材センター・・・児童クラブの運営補助、公益財団法人伊奈町シルバー人材センター、年間回数:延べ182回
39	募集要項	資料2	募集要項の資料2に記載されている児童クラブ運営に係る決算額及び当初予算額(町直當時)の中で、工事請負費の内容についてご教示ください。	令和3年度は、夏休み期間中、南児童クラブ室の利用ができなかったため、代替保育室に電話を敷設するために工事をおこないました。令和6年度は、エアコンの調子が悪くなったため、小室児童クラブのルームエアコン2台を交換し設置いたしました。なお、工事については、町の予算で実施する予定です。
40	募集要項	資料2	委託料に記載されている『システム保守』の内容についてご教示ください。	令和6年度におけるシステム保守委託料の内容は次のとおりになります。 ・児童クラブシステム運用保守 784,146円 ・入退所管理システムハードウェア保守 448,800円 ・無線LAN運用保守 2,487,804円